## 主 文 原判決を破棄する。 本件を松江地方裁判所に差し戻す。

理由

上告代理人片山義雄の上告理由第一点及び第二点について。

まず、上告人主張の抗弁事由が、上告人の直接の前者であるると前者であるると前ろのであるものであるのである。原判決のであると対抗しうるものであると対抗しらる。原門のであると対抗しらるとのであるとがのでは、原田印度の方には、一〇万代のの方にのの方には、一〇万代の一次の一個での方にのの方にのの方には、一〇万代の一次には、「一〇万代の一次には、「一〇万代の一次には、「一〇万代の一次には、「一〇万代の一次には、「一〇万代の一次には、「一〇万代の一次には、「一〇万代の一次には、「一〇万代の一个一次には、「一〇万代の一个一次には、「一〇万代の一个一次には、「一〇万代の一个一次で、「一〇万代の一个一次で、「一〇万代の一个一次で、「一〇万代の一个一次で、「一〇万代の一个一次で、「一〇万代の一个一次で、「一〇万代の一个一次で、「一〇万代の一个一次で、「一〇万代の一个一次で、「一〇万代の一个一次で、「一〇万代の一个一次で、「一〇万代の一次で、「一〇万代の一次で、「一〇万代の一个一次で、「一〇万代の一个一次で、「一〇万代の一次で、「一〇万代の一次で、「一〇万代の一次では、「一)では、「一〇万代の一次では、「一〇万代の一次では、「一〇万代の一次では、「一〇万代の一次では、「一〇万代の一次では、「一)では、「一)では、「一〇万代の一次では、「一〇万代の一次では、「一〇万代の一次では、「一〇万代の一次では、「一)では、「)

の担
の担
(要旨)保のためになされたものであるから、その借受金債務が弁済により本件手形金額より少額しか存在しないことになれば、橋広商事としては、右債務の存する限度においてのみ、本件手形の支払を受けるべき固有の経済的利益を有するものというべく、右限度を超えて支払を受けたときはその超過額を不当に利得することになり、これを原田印刷に返還すべきものである。そして、本件手形が融通手形がある以上、原田印刷は上告人が橋広商事に支払つた金額を上告人に対し弁償しおければならない関係にある。すなわち、前記超過部分に関する限り、橋広商事が前記超過部分の支払を上告人に対し請求することは権利の濫用にある。

上告人は右の部分の支払を拒むことができるものと解するのが相当である(最高裁判所昭和三八年(オ)第三三〇号同四三年一二月二五日大法廷判決参照)。原判決が前記の原則論から直ちに、右抗弁事由は原田印刷のみが主張しうるところであつて、上告人がこれを主張する余地はないと判示したことは、法律の解釈適用を誤つたものというべきである。

右の事実関係に徴すると、被上告人は第一次旧手形が前記貸付金の担保のため橋 広商事に裏書されたものであり、その貸付の際利息制限法の制限を超える利息が天 引されたことを知りながら右手形を取得し、更に十数回にわたる手形書換に際しで も、その都度制限超過の損害金が支払われたことを知りながら各書換手形(最後の 書換手形である本件手形を含む)を裏書により橋広商事から取得したものであることは明らかである。のみならず、橋広商事と被上告人との前記の関係、前記貸付でその後の手形書換に際しでは被上告人が橋広商事の代理人としてその衝に当るとおり、その貸付金も被上告人の融資した金員が充用されている点等を勘案ととも構広商事に対する前記抗弁が被上告人への裏書により切断されるとすることに表の法意に沿うものではない。従つて被上告人は同条但書にいう「債務被上告人に対しでも対抗しうるものと解するのが相当である。原判決が、被上告人に対しでも対抗しうるものと解するのが相当である。原判決が、被上告人に対しても対抗しうるものと解するのが相当である。原判決が、確実に予測してとは認めうれないとの理由から直ちに悪意の取得者に当らないものと判示したとは認めずきが表したことは、法律の解釈適用を誤り、その結果審理を尽さなかったものというべきである。

原判決には前示のような違法があり、右の違法が判決の結論に影響を及ぼすことは明らかであるから、論旨は理由があり、原判決は破棄を免れない。そして、本件は、上告人の抗弁の採否及びその採用すべき範囲について更に審理を尽させるため、これを原審に差し戻すのが相当である。

よつて、民訴法四〇七条により、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 松本冬樹 裁判官 浜田治 裁判官 村岡二郎)